

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として
定める等の政令の一部を改正する政令案

内閣法制局説明資料

令和2年2月
厚生労働省健康局結核感染症課

目次

政令案の概要	1
【本則関係】指定感染症としての扱いを見直すことについて	2
【附則第1項及び第2項関係】施行期日と経過措置について	5

政令案の概要

1. 政令案の趣旨

- 今般、我が国における新型コロナウイルス感染症の発生の予防及びそのまん延の防止に関し必要な措置を講ずるため、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者を新型コロナウイルス感染症の患者とみなして、入院の措置の対象とする等の措置を講ずる。

2. 政令案の内容

- 新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 8 項の指定感染症として定めているところ、さらに、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者を新型コロナウイルス感染症の患者とみなして、入院の措置の対象とする等の措置を講ずることとし、所要の読み替規定の整備を行う。

3. 根拠条項

感染症法第 6 条第 8 項、第 7 条第 1 項及び第 66 条

4. 施行期日等

公 布 日：令和 2 年 2 月 ● 日

施 行 期 日：公布の日の翌日

【本則関係】指定感染症としての扱いを見直すことについて

1. 指定感染症等としての現在の扱いについて

- 新型コロナウイルス感染症については、これまで、新型コロナウイルス感染症を指定感染症に定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「指定令」という。）及び検疫法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第12号。以下「検疫令一部改定令」）により、法制面での対応を図ってきたところ。
- 指定令による指定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症をいう。以下同じ。）への指定に当たっては、同じコロナウイルスによる感染症である、重症急性呼吸器症候群（SARS）及び中東呼吸器症候群（MERS）（現行では、いずれも二類感染症）を前提に、また、指定令の措置を検討した段階において国内の感染症が段階で感染力が強いという見方が少なかったことも踏まえ、二類感染症に対する措置を考慮し、準用する規定を整理してきたところであるが、この点、一類感染症に対する措置をとるべき（「一類として指定すべき」）との意見がある。

2. 指定感染症等としての扱いの見直しについて

（1）見直しの経緯

- 一類感染症については、これまでの感染症法改正の法制局説明資料等において
 - ・ 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症
 - ・ 患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者について入院等の措置を講ずることが必要な感染症とされている。
- この点、今般の新型コロナウイルス感染症は、現時点において感染力の程度が明らかではなく、また、エボラ出血熱のような一類感染症に比べて、致死性等の重篤性が低いことから、単純に一類感染症相当とすることは必ずしも適切ではない。
※ エボラ出血熱の致死率は高いものだと80～90%。他方、新型コロナウイルスの重篤性は、現時点で明らかになっていないが、中国でこれまでに公表されている患者数と死亡者数からは約3%程度と推計される。
- 他方で、現時点で感染力の程度に係る評価が十分になされていない現状ではあるが、各國において感染拡大が見られる（※1）ほか、新型コロナウイルス感染症による死者は、中国においては感染拡大により重度急性呼吸器症候群（SARS）（※2）による死者を上回っており、香港・フィリピンにおいても死者が発生しているところ。

※1 感染拡大の状況

	1月31日時点	2月5日時点
感染国・地域	21	28
感染者数（うち、中国）	9800（9692）	24535（24324）
死亡者数（うち、中国）	212（212）	492（490）

※2 重症急性呼吸器症候群（SARS）の感染症法上の扱い

- ・ 重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法

律第6条第6項の指定感染症として定める等の政令（平成15年政令第304号）により指定感染症に指定

- ・ 感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成15年法律第145号）により、感染症法上の一類感染症に指定
- ・ その後の感染症法改正により、二類感染症に指定替え
(なお、重症急性呼吸器症候群（SARS）では、国内患者なし)

※3 平成15年の重度の急性呼吸器症候群（SARS）の中国での死者：349名

本年2月5日現時点における新型コロナウイルス感染症の中国での死者：490名

- このため、必要な措置を精査した上で、当該必要な措置を可能とするため、指定令の一部を改正する等の新たな法的措置を講ずることとする。

（2）見直しの内容

- ① 無症状病原体保有者の入院勧告・措置対象への追加
- 本年2月1日のチャーター便による武漢からの帰国者の中から、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者が（少なくとも国内において）初めて確認された。
また、現時点では、無症状病原体保有者からの感染については明らかではないが、その後、その可能性が否定できない事例も確認されており、海外においてもその旨の研究成果が見られる（P）。
- これらの無症状病原体保有者の方についても、感染拡大の防止に万全を期するため、入院するよう要請し、入院していただいているところ。
- この点、現在無症状病原体保有者は感染症法上の入院勧告・措置の対象ではなく、入院の要請が事実上のものに留まるほか、無症状病原体保有者にとっても、感染症法による公費負担医療や、手続保障を享受できないといった問題がある。
- このため、指定令の一部を改正し、無症状病原体保有者を入院勧告・措置の対象に追加することとする。

※ 無症状病原体保有者からの感染の可能性が否定できない事例

奈良県における事例：陽性が確認されたバスの運転手については、流行地（武漢市）への渡航歴がなく、また新型コロナウイルス感染症の症状があった者との濃厚接触が確認されていないため、当該バスの運転手は無症状病原体保有者からの感染の可能性が否定できない。

クルーズ船における事例：香港で途中下船した方が、乗船中は無症状であったが、下船後感染が確認された。これを受け、当該者と濃厚接触した者について検査をした結果、複数名から陽性が確認された。ただし、クルーズ船には、他にも途中下船した者がいるため、確実に香港で途中下船した方からの感染とは言い切れない。

- なお、単純に一類相当とした場合には、以下の措置を講ずることも考えられるが、上記の状況に照らし、真に必要な措置とは考えられないため、少なくとも現時点において手当することは検討していない。
 - ・ 法第32条（建物に係る措置）及び第33条（交通の制限）の規定の準用

- ・ 入院勧告・措置により入院させる場合の医療機関の限定（第1種医療機関までとする）

【附則第1項及び第2項関係】施行期日と経過措置について

<施行期日>

- 刑罰規定が施行とともに直ちに適用されることとなる法令については、公布日施行とせず、施行に当たって所要の周知期間をとるべきである。
- 他方、新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑みれば、本政令は速やかに施行する必要があることから、「公布の日の翌日から施行する」こととする。
 - ※ 上記のとおり、国内外における新型コロナウイルス感染症のまん延の状況（死者の発生状況を含む。）が継続的に悪化しているところ、早急に施行する必要がある。
 - ※ なお、入院勧告・措置は即時強制を前提としていることから、本政令により発動する罰則は、公務員の秘密漏示を禁ずる規定に限られる。